

瀬戸市手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 9 月 3 0 日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第 1 5 号

瀬戸市手数料徴収条例の一部を改正する条例

瀬戸市手数料徴収条例（平成 1 2 年瀬戸市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第 2 条関係）		別表（第 2 条関係）	
種類	金額	種類	金額
<省略>		<省略>	
建築基準法第 8 5 条第 5 項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査に係る仮設建築物建築許可申請手数料	1 件につき 1 2 0, 0 0 0 円	建築基準法第 8 5 条第 4 項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査に係る仮設建築物建築許可申請手数料	1 件につき 1 2 0, 0 0 0 円
<省略>		<省略>	
建築基準法第 8 6 条の 8 第 1 項又は建築基準法第 8 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく既存の一の建築物について 2 以上の工事に分けて工事を行う場合における全体	1 件につき 2 7, 0 0 0 円	建築基準法第 8 6 条の 8 第 1 項の規定に基づく既存の一の建築物について 2 以上の工事に分けて工事を行う場合における全体	1 件につき 2 7, 0 0 0 円

計画認定申請手数料			
建築基準法第86条の8第3項又は建築基準法第87条の2第2項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合における全体計画変更認定申請手数料	1件につき27,000円	建築基準法第86条の8第3項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合における全体計画変更認定申請手数料	1件につき27,000円
建築基準法第87条の3第5項の規定に基づく興行場等への一時的な用途変更に係る建築物の使用許可申請手数料	1件につき120,000円		
<省略>		<省略>	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に申請を受理しているものに係る手数料については、なお従前の例による。